

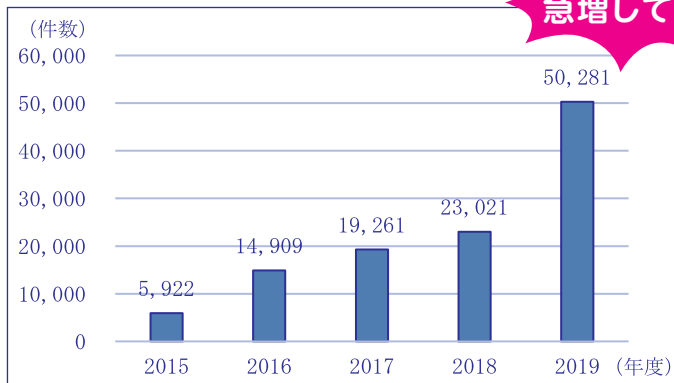
### ★特集★

# 急増してます!! 定期購入のトラブル

### 第2弾

スマホで手軽にショッピング。「お試し価格」「初回無料」といった魅力的な宣伝文句を見ると、ついつい購入ボタンをタップしてしまいそう。…ですがちょっと待ってください!! その注文は1回きり? もしかして定期購入ではないですか!? 音更町でも定期購入と気づかず申し込んだ方からの相談が急増中!! よ〜く画面を確認してから申し込んでくださいね。

### 定期購入の相談件数(全国)



全国的にも急増しています

(出典:国民生活センター)

### どんな商品が?

サプリメント、ダイエット青汁等の他、化粧品や除毛剤でもトラブルが報告されています。

### 1回きりだと思っていた。解約したい!

通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。原則、事業者の返品特約に従わなくては行けないのが現状です。

### 事業者電話しているが繋がらない

解約申し出期間が定められている場合が多いので、発信記録を残しておくようにしましょう。後々交渉するとき証拠となります。また念のためメールやFAXなどで解約の意思表示しておくのも一法です。



200円なら買っちゃお!



小さな字で契約内容が書かれています! しっかり確認しましょう



えっ! 5回も届くの? それで安いのは1回目だけなの!?(泣)



**トラブルを避けるためにも、注文前に「購入回数」と「解約条件」を必ず確認しましょう!!**

## 音更町消費生活センター ☎ 0155-32-3211 FAX 0155-32-3212

消費生活センターは、町が設置している音更町と士幌町在住の消費者のための、消費生活相談窓口で相談は無料です。悪質商法、訪問販売、通信販売等における消費者被害や事業者とのトラブル、商品の安全性に関する相談や情報提供を音更町消費者協会に委託して行っています。

〒080-0302 音更町木野西通17丁目1番地 共栄コミュニティセンター1階  
【開設時間】午前9時～午後5時 【休館日】日曜、祝日、第1月曜、年末年始

**消費者ホットライン(全国共通) ☎188 又は 0570-064-370**

町消費生活センターが休館日の場合は、消費者ホットラインにお電話ください。国民生活センターにつながります。(年末年始は除く。)

## 見守り 新鮮情報

インターネット通販で、「初回300円、〇日間  
**解約保証**」と表示されたダイエットサプリメント  
を注文した。効果を感じられなかったので、解約  
保証期間内に**解約を申し出ると**、「4カ月

以上の定期購入が条件の契約と  
なっているので、解約には

4カ月後に連絡が必要」

と言われた。「〇日間

解約保証のはずだ」と

言うと、「その場合は

**通常価格**1万5千円

の**支払いが必要**」との

回答だった。そのような

規約はページのかなり

**下部**まで見ないと

分からなかった。

(60歳代 男性)



©Kurosaki Gen

# 「解約保証」のはずが… 定期購入トラブルに注意

## ひとこと助言

しっかり確認



見守るくん

- 商品を購入する際には、目立つように表示されている「初回 300 円」「初回実質 0 円(送料のみ)」といった価格等だけでなく、定期購入が条件となっていないか、定期購入の場合の継続期間や支払うことになる総額等、契約内容をよく確認しましょう。
- 継続期間が定められていない場合でも、解約に当たって「次回発送日の〇日前までに申し出が必要」のように申請期間に制限がある、通常価格を支払う必要がある等、条件が定められているケースがみられます。解約・返品可否や条件をしっかりと確認しましょう。
- 困ったときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。